

消防消第 243 号
令和元年 12 月 9 日

各都道府県消防防災主管部局長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長

労働安全衛生規則等の解釈について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（以下「安衛則」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 32 号）による改正後の安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）の解釈について、別紙 1 のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長に照会したところ、別紙 2 のとおり回答がありました。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨周知いただくとともに、安衛則が適用されない作業を行う場合であっても、当該作業に従事する者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する者に下肢の切創防止用保護衣を着用させることが望ましい旨指導及び助言いただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【問合せ先】

消防庁消防・救急課 葛城、田村、高木
電話：03-5253-7522

消防消第 169 号
令和元年 9 月 26 日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長 殿

消防庁消防・救急課長

労働安全衛生規則等の解釈について（照会）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（以下「安衛則」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 32 号）による改正後の安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願いいたします。

記

- 1 安衛則における「伐木」とは、立木を切ること限定されるのか、それとも、風倒木や枯損木、流木を切ることや、家屋の柱や梁などの木材を切ること含まれるのか、御教示願います。
- 2 安衛則第 36 条第 8 号において、「チェーンソーを用いて行う立木の伐木」に労働者をつかせるときは、特別教育を行うことが必要と規定されています。そこで、仮に上記 1 の質問で「伐木」が立木を切ること限定されない場合にも、安衛則第 36 条第 8 号の規定ぶりから、立木以外の風倒木や枯損木等の伐木に労働者をつかせるときは、特別教育を行う必要はないと解してよろしいか、御教示願います。
- 3 上記 1、2 の質問とも関連しますが、地方公務員である消防職員が市街地等での救助活動等の際に風倒木や枯損木、流木を切る場合や、家屋の柱や梁などの木材を切る場合にも、切創防止用保護衣の着用や特別教育の実施は義務付けられるのか、御教示願います。
- 4 安衛則第 37 条において、「十分な知識及び技能を有していると認められる労働者」については、特別教育の科目の全部又は一部について省略できると規定されており、労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（平成 31 年 2 月 14 日付け基発 0214 第 9 号厚生労働省労働基準局長通知）において、同条に基づき、安衛則第

36 条第 8 号に定める特別教育を省略することができる者の要件が示されています。

そこで、例えば、これまでチェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を受講したことはないが、長年当該業務に従事してきた者を、「十分な知識及び技能を有していると認められる労働者」と捉え、当該者について特別教育を省略したり、当該者を特別教育の講師としたりする余地はあるのか、御教示願います。

以上

基安安発 1125 第 1 号

令和元年 11 月 25 日

総務省消防庁消防・救急課長

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

労働安全衛生規則等の解釈について（回答）

標記については、令和元年 9 月 26 日付け消防消第 169 号により、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下、「安衛則」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 32 号）による改正後の安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）について、貴職より照会がありましたので、下記のとおり回答します。

記

1 安衛則における「伐木」とは、立木を切ることに限定されるのか、それとも、風倒木や枯損木、流木を切ることや、家屋の柱や梁などの木材を切ることも含まれるのか、御教示願います。

(答)

- ① 安衛則第 36 条又は第 8 章伐木作業等における危険の防止（第 477 条から第 485 条まで）が適用（以下、「安衛則が適用」という。）される「伐木」とは、伐木→造材→集材→運材という一連の木材生産過程において、立木の地上部分を切ることである。なお、これまで、治山治水、環境保全、開発等のために、立木の地上部分をきる場合についても、伐木として取り扱っていたが、今後においても、従前のとおりである。
- ② 安衛則が適用される「立木」とは、自立している状態の木をいうものであって、その木の状態に応じて、「風倒木」や「枯損木」も「立木」に含まれる場合がある。

これに対し、「流木」及び「家屋の柱や梁などの木材」は、自立している状態の木ではないことから、安衛則が適用される「立木」には含まれない。ただし、当該作業に従事する者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触によ

る危険を防止するため、当該作業に従事する者にも下肢の切創防止用保護衣を着用させることが望ましい。

2 安衛則第36条第8号において、「チェーンソーを用いて行う立木の伐木」に労働者をつかせるときは、特別教育を行うことが必要と規定されています。そこで、仮に上記1の質問で「伐木」が立木を切ることに限定されない場合にも、安衛則第36条第8号の規定ぶりから、立木以外の風倒木や枯損木等の伐木に労働者をつかせるときは、特別教育を行う必要はないと解してよろしいか、御教示願います。

(答)

- ① 事業者には、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に基づき、安衛則第36条第8号に定める「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務」に労働者をつかせるときは、当該業務に関する特別教育を行うことが義務付けられている。
- ② 上記の安衛則の規定が適用される「伐木」については、上記1の（答）のとおりである。

3 上記1、2の質問とも関連しますが、地方公務員である消防職員が市街地等での救助活動等の際に風倒木や枯損木、流木を切る場合や、家屋の柱や梁などの木材を切る場合にも、切創防止用保護衣の着用や特別教育の実施は義務付けられるのか、御教示願います。

(答)

- ① 事業者には、上記2の（答）①に加えて、安衛則第485条第1項に基づき、チェーンソーを用いて行う立木の伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させることが義務付けられている。
- ② 安衛則が適用される「伐木」については、上記1の（答）のとおりである。
- ③ 安衛則が適用される「造材」とは、伐倒された木をその用途、運材の方法等に応じて一定の長さに切ることを言い、伐倒木の枝払い、皮はぎ等を含む。なお、これまで、風倒木等の地表に倒れた木であっても、その用途、運材の方法等に応じて一定の長さに切る場合には、造材として取り扱っているが、今後においても従前のとおりである。

これに対し、「流木」又は「家屋の柱や梁などの木材」は、伐倒された木そのものではないといえることから、これらを対象に作業を行う場合には安衛則が適用される「造材」には含まれない。ただし、当該作業に従事する者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業

に従事する者に下肢の切創防止用保護衣を着用させることが望ましい。

- ④ なお、労働安全衛生関係法令では、地方公務員を同法令の適用から除外していないものと承知している。

4 安衛則第37条において、「十分な知識及び技能を有していると認められる労働者」については、特別教育の科目の全部又は一部について省略できると規定されており、労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（平成31年2月14日付け基発0214第9号厚生労働省労働基準局長通知）において、同条に基づき、安衛則第36条第8号に定める特別教育を省略することができる者の要件が示されています。

そこで、例えば、これまでチェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を受講したことはないが、長年当該業務に従事してきた者を、「十分な知識及び技能を有していると認められる労働者」と捉え、当該者について特別教育を省略したり、当該者を特別教育の講師としたりする余地はあるのか、御教示願います。

(答)

- ① 安衛則第37条の規定に基づく特別教育（改正後の安衛則第36条第8号に係るものに限る。）を省略できる労働者については、平成31年2月14日付け基発0214第9号労働基準局長通知「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（以下「局長通知」という。）中の第2の1の(3)のイからオまでのいずれかに該当する者に限定することとしている。
- ② また、特別教育の講師については、局長通知中の記の第2の1の(4)で示すとおり、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければならないこととしている。このため、事業者自らが定めた客観的な要件等に照らし、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有するものと判断できる者であれば、特別教育の講師に充てることとして差し支えない。